

上野事務所ニュース

令和7年8月号

千葉市中央区弁天2-14-3 TEL043-287-1497 FAX043-254-6641

E-mail uenojimusyo@sr2143.com

算定基礎届の結果について

算定基礎届の提出を終えました。ご協力ありがとうございました。

標準報酬月額決定通知書は、事務センターから直接事業所へ郵送されます。4、5、6月の給与データが記載されていますので、取扱いには十分注意し、開封の際は、代表者または担当の方が行うようにしてください。

標準報酬月額決定通知書は、手続きが完了した方から随時、作成・郵送されているため、被保険者全員分ではなく、1名～数名程度が記載された形で送付されていることがあります。10月上旬頃までには全員分が届きますので、漏れがないか確認をお願いします。

算定基礎届で決められた標準報酬月額は、原則として今後1年間使用されます。ただし、昇給や降給などによって固定的な賃金に変更が生じ、報酬月額に2等級以上の差が生じた場合には、月額変更届を提出し、保険料の随時改定を行います。なお、残業代など非固定的な賃金が大きく変動しても、固定的な賃金に変更がなければ該当しません。

最低賃金の引上げについて

地域別最低賃金が10月以降順次更新される予定です。千葉

県の場合、10月3日以降の勤務については、右記の最低賃金を適用してください。

	更新前	更新後	差額
千葉 (10月3日)	1,076	1,140	+64
埼玉 (11月1日)	1,078	1,141	+63
東京 (10月3日)	1,163	1,226	+63
神奈川 (10月4日)	1,162	1,225	+63

事業主はこの額を下回る賃金で労働者を使用することはできません。なお、最低賃金からは、通勤手当、精皆勤手当、家族手当、時間外割増賃金、その他臨時に支払われる手当等を除きます。

月給制、日給制の場合は時間額に換算して比較します。例えば、1日の所定労働時間8時間で日給8,000円の場合には、 $8,000 \text{円} \div 8 \text{時間} = 1,000 \text{円}$ となり、千葉県の最低賃金を下回るので、日給9,120円（ $1,140 \text{円} \times 8 \text{時間}$ ）以上に変更してください。

今回の最低賃金の引上げに伴い、事業場で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を30円以上引上げ、生産性向上のための設備・機器等を導入した場合には、その経費の一部が助成される「業務改善助成金」を使うことも可能です。

【業務改善助成金について】

「業務改善助成金」は、①事前に事業場内最低賃金の引上げ計画と、設備投資等の計画を立てて労働局に申請、②交付決定後に申請した計画に従って賃金の引上げや設備等の導入をし、経費を払う、③実績の報告と助成金の申請を行う、という流れになります。事前に計画を立て

ずに賃金の引上げや設備投資等を行った場合や、申請した計画の通りに進めていない場合には対象となりません。

【対象事業者・申請の単位】

- ・ 中小企業、小規模事業者であること
 - ・ 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が 50 円以内であること
 - ・ 解雇、賃金引下げなどの不交付事由がないこと
- ⇒以上の要件を満たした事業者は、事業場ごとに申請します。

【対象となる設備投資等の例】

- ・ POS レジシステム導入による在庫管理の短縮
- ・ リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮
- ・ 顧客管理情報のシステム化
- ・ 国家資格者による顧客回転率の向上を目的とした業務フロー見直し
(国家資格者による経営コンサルティングや業務内容に関連し、賃金引上げに効果的と認められる人材育成や教育訓練費も対象となります。)

助成額は、引上げ額や労働者数、助成率等により異なります。詳しくは別紙をご参照ください。

今回の最低賃金改正に伴い、助成金の内容が変更となる可能性があります。変更内容は随時、事務所ニュース等でお知らせいたします。

育児介護休業法の改正について

改正育児介護休業法が 4 月 1 日に続き、10 月 1 日にも施行されます。就業規則等の変更や労使協定の締結が必要となるため、対応する準備を進めましょう。改正内容は以下のとおりです。

【柔軟な働き方を実現するための措置の義務化】

3 歳から小学校就学前の子を養育する労働者が利用できる措置を、下記の 5 つの中から 2 つ選択して、就業規則等に定める必要があります。

- ① 始業時刻等の変更
- ② テレワーク等（10 日以上／月）
- ③ 保育施設の設置運営等
- ④ 養育両立支援休暇（働きながら子を養育することを用意するための休暇）の付与（10 日以上／年）
- ⑤ 短時間勤務制度

*②と④は時間単位での取得が可能

事業主が 2 つの措置を選択する際には、労働者の過半数代表者の意見を聴かなければなりません。

また、3 歳未満の子を養育する労働者に対して、上記措置の内容を周知し、制度利用の意向確認をする必要があります。

【仕事と育児の両立に関する個別の意向聴取・配慮】

従業員または配偶者が妊娠・出産等の申し出があったとき、または子が 3 歳になるまでの適切な時期に、仕事と育児の両立に関する従業員の意向を個別に聴取することが義務付けられます。

【聴取する内容】

- ・ 勤務時間帯（始業および終業の時刻）
- ・ 勤務地（就業の場所）
- ・ 両立支援制度等の利用期間（時間外労働の制限を利用したい期間など）
- ・ 仕事と育児の両立に資する就業条件（業務量や労働条件の見直しなど）

なお、聴取した意向については配慮することが事業主の義務となっています。ただし、会社は必ず労働者の意向に沿った対応をしなければならない、ということではありません。自社の状況に応じてどのように対応するかを決定して構いませんが、労働者から聴取した意向に沿った対応ができない場合には、その理由をきちんと説明できるようにしておくことが大切です。

《個別周知・意向確認の対象者について》

令和 7 年 10 月 1 日時点で個別周知・意向確認の義務対象となるのは、令和 4 年 10 月 31 日～令和 5 年 10 月 30 日に生まれた子を持つ労働者ですが、小学校就学前までは柔軟な働き方を実現するための措置の利用対象となるため、義務対象者以外で小学校就学前までの子を持つ労働者に対しても個別周知・意向確認を行うことが望ましいとされています

別紙：業務改善助成金の助成額について

助成上限額				
コース 区分	事業場内 最低賃金の 引き上げ額	引き上げる 労働者数	助成上限額	
			右記以外 の事業者	事業場規模 30人未満の 事業者
30円 コース	30円以上	1人	30万円	60万円
		2～3人	50万円	90万円
		4～6人	70万円	100万円
		7人以上	100万円	120万円
		10人以上※	120万円	130万円
45円 コース	45円以上	1人	45万円	80万円
		2～3人	70万円	110万円
		4～6人	100万円	140万円
		7人以上	150万円	160万円
		10人以上※	180万円	180万円
60円 コース	60円以上	1人	60万円	110万円
		2～3人	90万円	160万円
		4～6人	150万円	190万円
		7人以上	230万円	230万円
		10人以上※	300万円	300万円
90円 コース	90円以上	1人	90万円	170万円
		2～3人	150万円	240万円
		4～6人	270万円	290万円
		7人以上	450万円	450万円
		10人以上※	600万円	600万円

※ 10人以上の上限額区分は、特例事業者が、10人以上の労働者の賃金を引き上げる場合に対象になります。

助成率	
1,000円未満	4/5
1,000円以上	3/4

「引き上げる労働者数」の数え方

- ◆ 事業場内最低賃金である労働者
- ◆ 事業場内最低賃金である労働者の賃金を引き上げることにより、賃金額が追い抜かれる労働者が「引き上げる労働者」に算入されます。
(ただし、いずれも申請コースと同額以上賃金を引き上げる必要があります。)

《例：事業場内最低賃金 1,076 円の事業場で 60 円コースを申請する場合》

- A：事業場内最低賃金である労働者なので、「引き上げる労働者」に算入可
B：60 円以上賃金を引き上げていないので、算入不可
C：A に賃金額が追い抜かれる労働者であり、かつ、60 円以上賃金を引き上げているので算入可
D：既に引上げ後の事業場内最低賃金なので、算入不可

⇒引上げ人数は2名とカウント（AとCが該当）

